

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正について

不特定多数が参加する祭り等で、火気器具等を使用する場合は、消火器を準備してください。

～ 露店等を開催するときは、届出も必要です。～

改正経緯

平成25年8月15日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機用のガソリン携行缶の使用を誤り、噴出したガソリンに露店のガスコンロの火が引火したことが原因と考えられています。

そこで、北はりま消防組合では、火気器具等を使用する催しでは、消火器を準備し、火気器具等を使用する露店を開設するときは、事前の届出を義務付けることで、祭り等を安全に楽しんでいただけるように、北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正しました。

主な改正内容は、以下のとおりです。

1 消火器の準備について（平成26年8月1日施行）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（ ）に際して、「対象火気器具等」を使用する場合は、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」といいます）の開設の有無にかかわらず、**消火器を準備することを義務**付けます。

2 露店等開設届について（平成26年8月1日施行）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、事故防止対策等が適正か審査し、必要があれば指導を行うため、**事前の届出を義務**付けます。

3 屋外催しの指定について（平成26年8月15日以降の催し対象）

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして**消防長が定める要件**に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

「多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しをいい、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものを対象とします。したがって、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互面識がある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は、対象外とします。

露店等の例



消火器の準備をしてください。
ただし、火気器具からの熱を受ける
場所には置かないでください。

露店等で写真のような、火気器具を使用する
場合が該当します。

写真のような露店でなくても、長机に電子
レンジやホットプレート等を使用する場合で
も該当します。

プロパンガスボンベ（気体燃料）以外
にも、灯油・軽油・ガソリン（液体燃
料）を燃料としているものも該当しま
す。

届出等の概略

露店等の開設届出書



対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、事前に届出をする。



消火器の配置等が適正か審査し、届出書の副本を返却します。
問題があれば、その場で指導します。

液体燃料を使用する器具

ガソリン
ランタン



灯油ストーブ



ガソリン発電機



対象火気器具等とは（主なもの）

気体燃料を使用する器具

ガスコンロ



火災発生の恐れがある器具

火消つば



電気を使用する器具

ホットプレート



固体燃料を使用する器具

七輪

